

アンケート集計結果（宿泊事業者用）

南房総市

～目的～

宿泊税の検討にあたり、宿泊事業者が宿泊税導入に対してどのような意見を持っているのか、導入した際の使途、課題や宿泊料金の分布を調べ検討材料とする。

①対象

南房総市観光協会会員 121事業者
回答数 92事業者
回答率 76.0%
(前回 37.1%)

南房総市観光協会会員内訳

種別	件数	割合
ホテル	16	13.2%
旅館	12	9.9%
民宿	76	62.8%
その他	17	14.0%
合計	121	100.0%

②実施方法

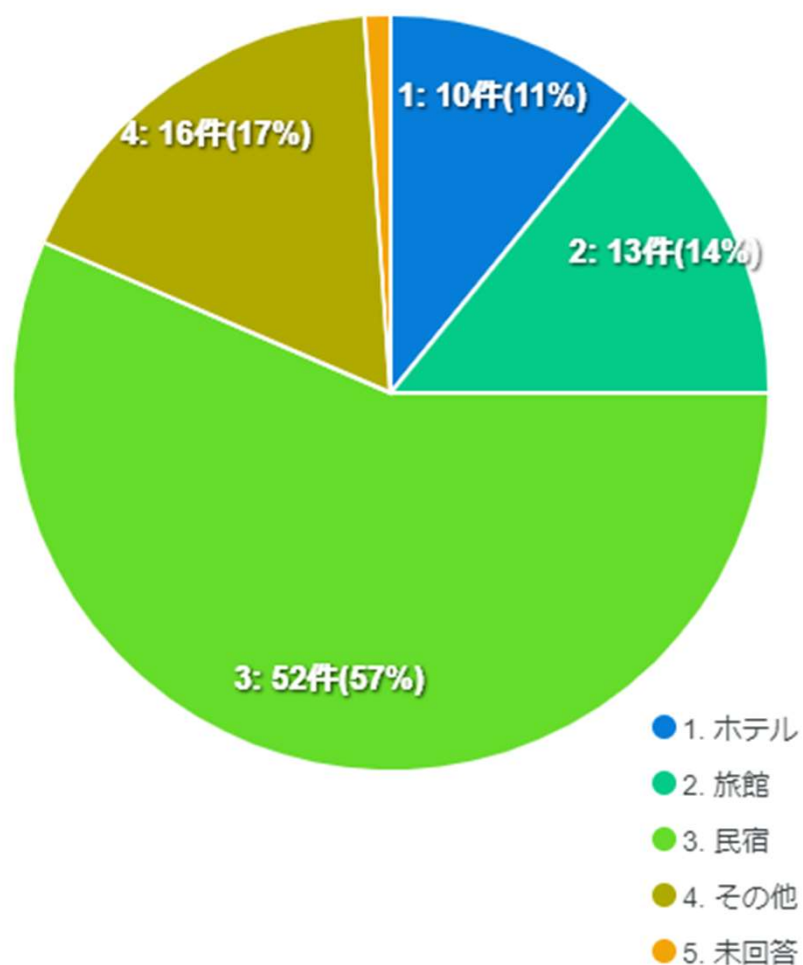
紙またはWEBによるアンケート

③調査期間

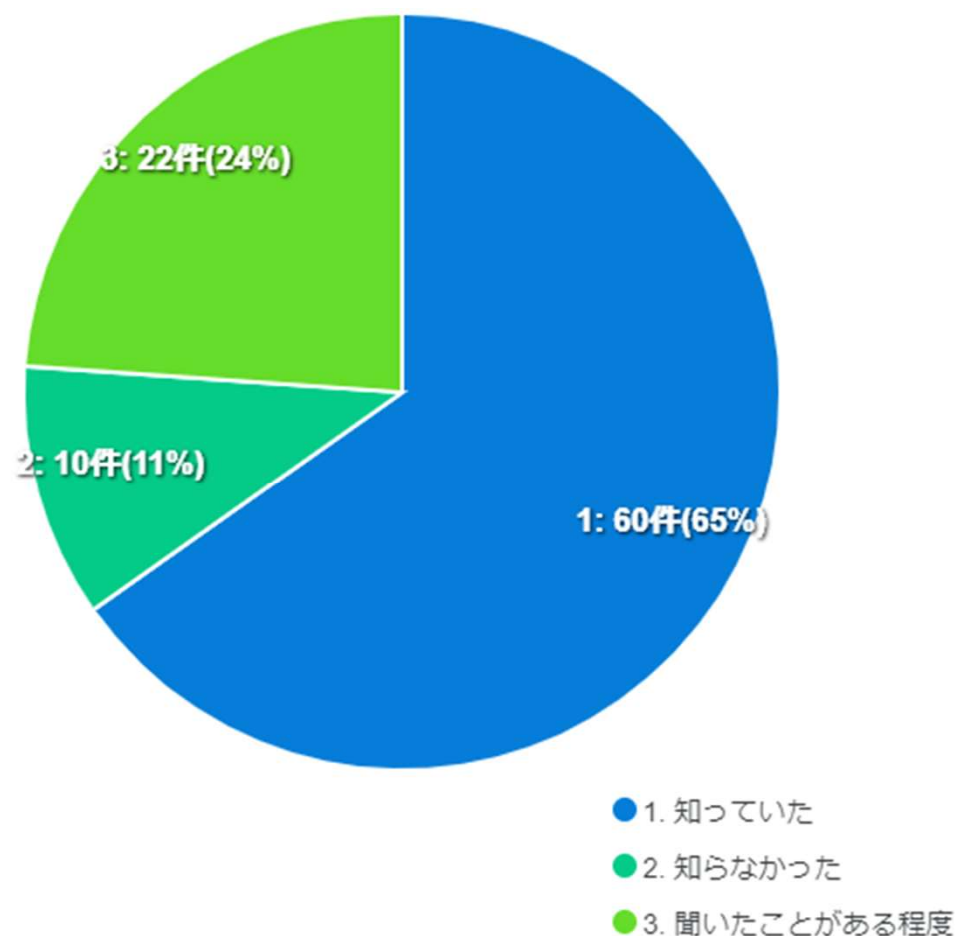
令和6年7月10日～10月15日



営業の種類

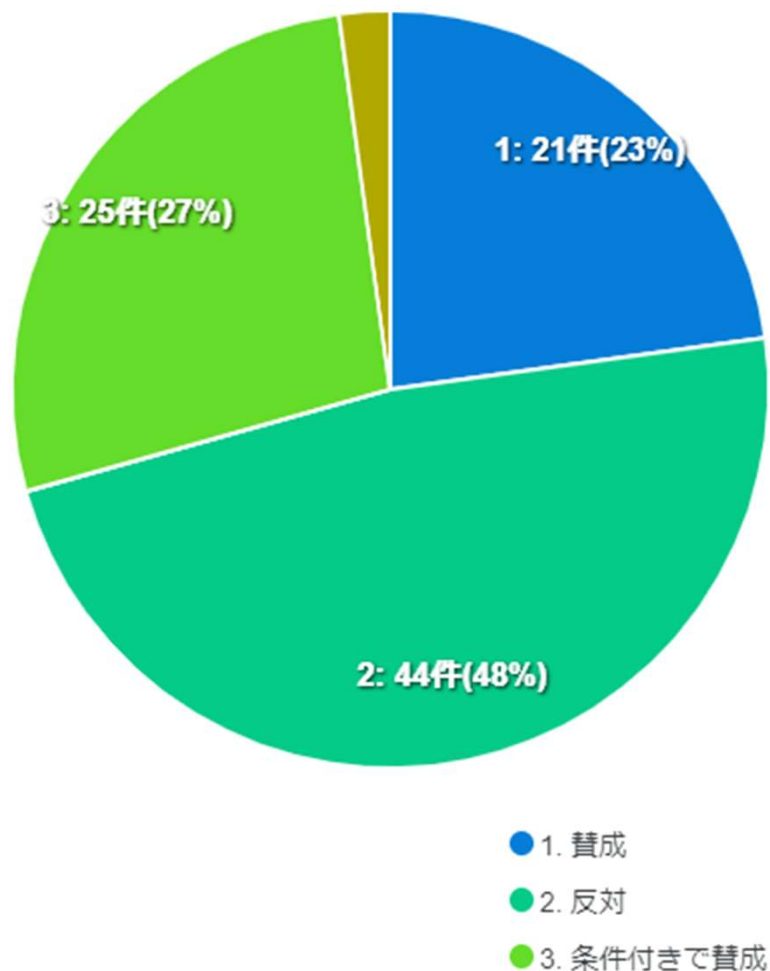


宿泊税を御存じですか





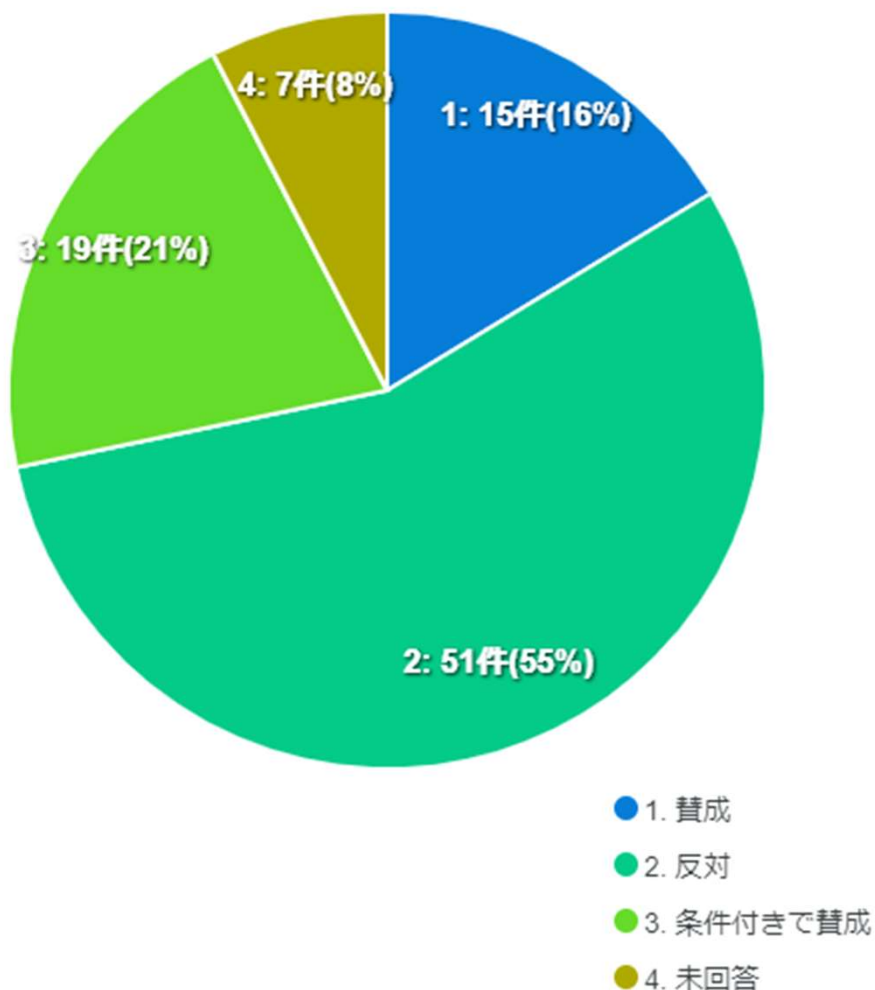
宿泊税の導入に賛成ですか、反対ですか。



主な意見

- ・南房総の観光に役立てて頂ける使用目的なら。
- ・税徴収よりも誘客の努力をすべき。
- ・教育旅行、スポーツ合宿、学習旅行など学校、団体旅行行事に参加する人、災害時受入等、ビジネス客、障がい者は免除されるべき。
- ・一度の説明会のみでは賛成、反対の判断はできない。急がず議論を進めるべき。
- ・南房総市だけでなく鴨川市、館山市も一緒に行うべき。
- ・1人あたり100円が妥当だと思います。
- ・宿泊者からのクレームが不安。十分に周知してほしい。
- ・低価格帯と高級高価格帯との格差、不公平をなくすこと。
- ・事務に係る仕事をできるだけ簡略すること（少人数経営では手間を省きたい）
- ・新しく観光のお客様を呼び込む施策を行ったり、施設のおもてなし向上の為の施設改装費用の補助や、県民割の様な新しい誘客施策を行う為の原資など、宿泊税を支払ってくれるお客様のメリットになる新規の施策に使うなら賛成。

千葉県が宿泊税を導入することとなった場合、県と市の両方から宿泊税が課税されることが考えられます。その際、市の導入についてどうお考えですか。



主な意見

反対理由

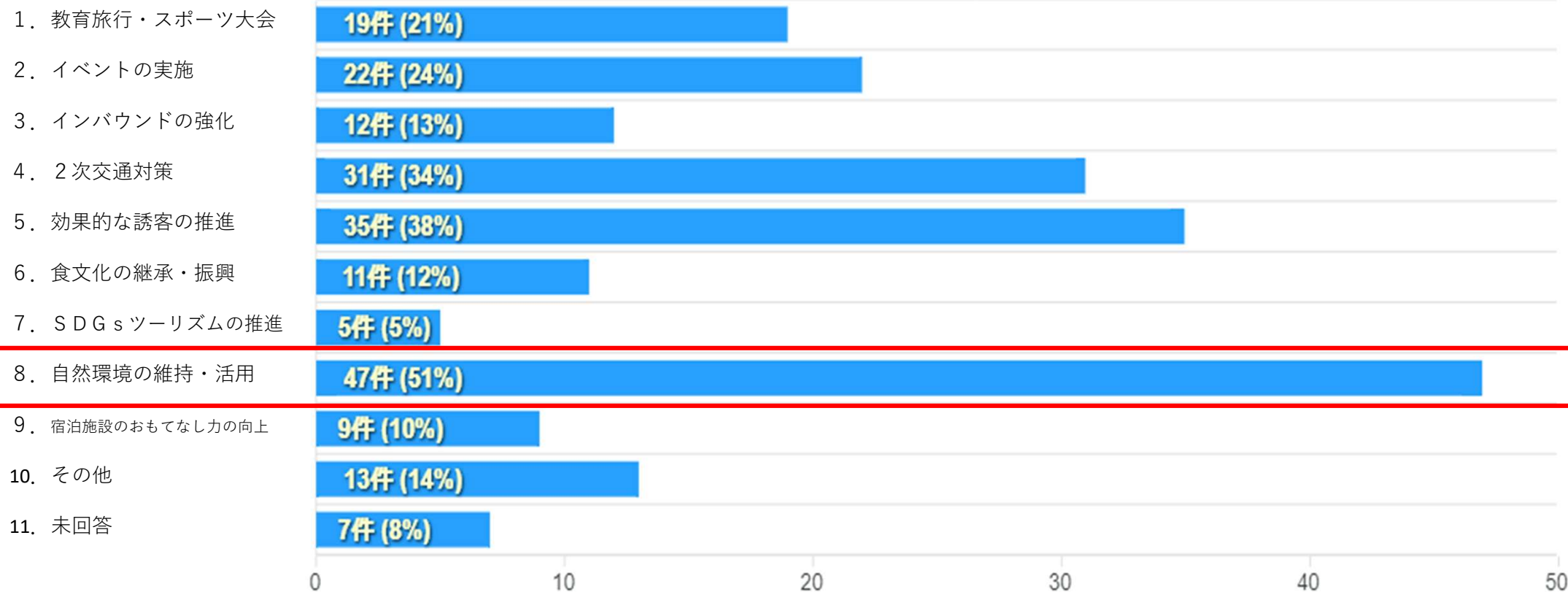
- ・宿泊者に対して消費税、入湯税、宿泊税（県税、市税）の4つの税徴収は論外。
- ・安価な料金設定のため、数百円の増額は負担が大きい。
- ・宿泊者への説明が難しい。例えば、県は150円で市は100円と金額が異なった場合に説明がつかない。
- ・市として是が非でも実現したい具体的目標が無いので反対。市の実現したいものがお客様にとって全員平等に恩恵を受けられるものであれば検討する。

条件付き賛成

- ・南房総市に宿泊される方が増えることに利用してもらえるなら。
- ・県と市の割合を市＞県になるように（200円として市150円、県50円）
- ・観光目的のために宿泊しているお客様のみ課税する。
- ・お客様に周知していただける様要望いたします。
- ・スポーツ大会の宿泊客には課税しない。



宿泊税の使い道として適当と思われるものを選んでください。（上位3つ）



その他の意見

- ・インフラと環境維持に絞って頂きたい。（メリットを平等に提供するため）
- ・花畑開発公社を立ち上げ、花畑の造成に使われるべき。
- ・SNS発信など南房総市全体の広告など
- ・一般客から徴収してその果実を教育旅行にあてるのは筋違い。
- ・設備投資等への補助金への増額、バスツアーへの推進、日帰り入浴施設の新設

宿泊税を導入した場合の負担や支障、不安は何ですか。（上位3つ以内）

1. システム改修に係る費用負担

24件 (26%)

2. 徴収事務の煩雑さ

54件 (59%)

3. 従業員の負担増

16件 (17%)

4. 従業員の研修

1件 (1%)

5. 宿泊者の減

46件 (50%)

6. 宿泊者からのクレーム

43件 (47%)

7. その他

6件 (7%)

8. 未回答

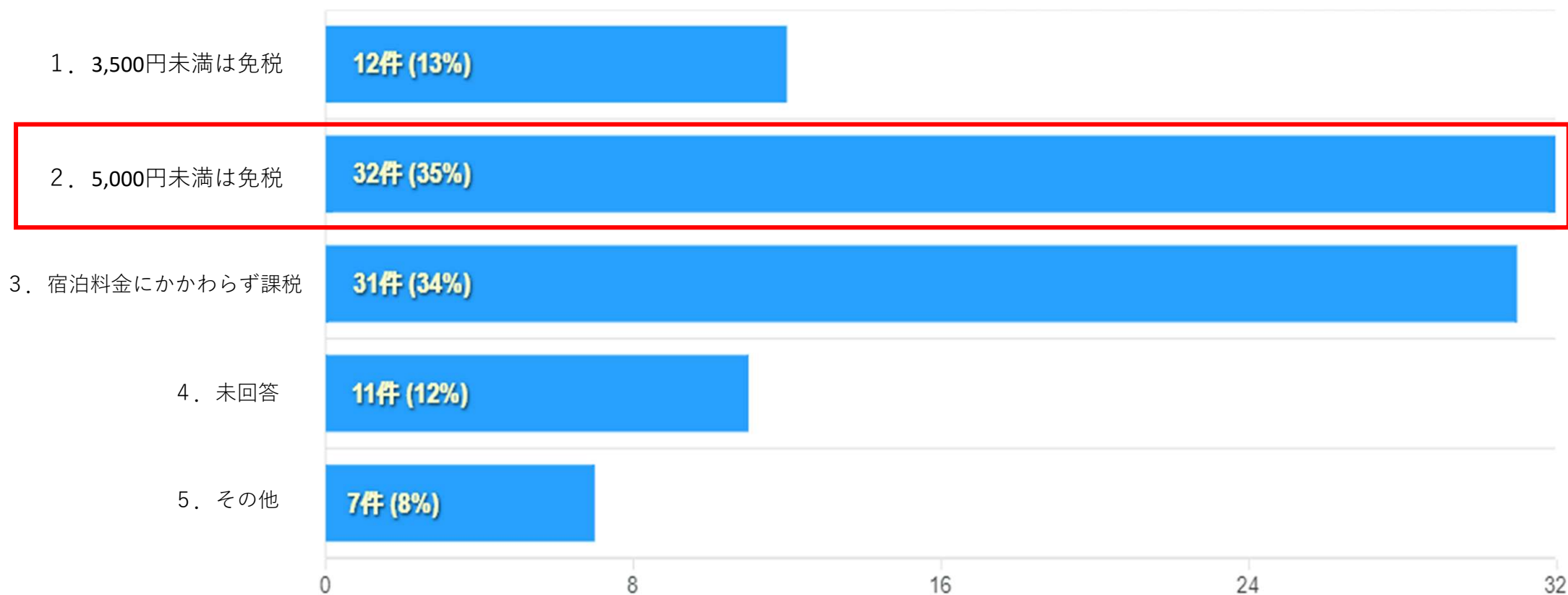
10件 (11%)

0 10 20 30 40 50

その他の意見

- ・ 事務の煩雑さ 1か月単位の徴収納税を3か月分など特別措置が必要だと思う。
- ・ お客様へご説明差し上げた際、内容がご納得頂けるものかどうかが一番の不安要素。
- ・ 当初はお客様の便益の為に宿泊税が充当されるかもしれないが、数年後には他の目的で使用されないか心配。
- ・ 民泊や一棟貸の事業者から間違いなく徴収できるか。

宿泊税を導入する際に免税となる金額として適当と思われる金額を選んでください。

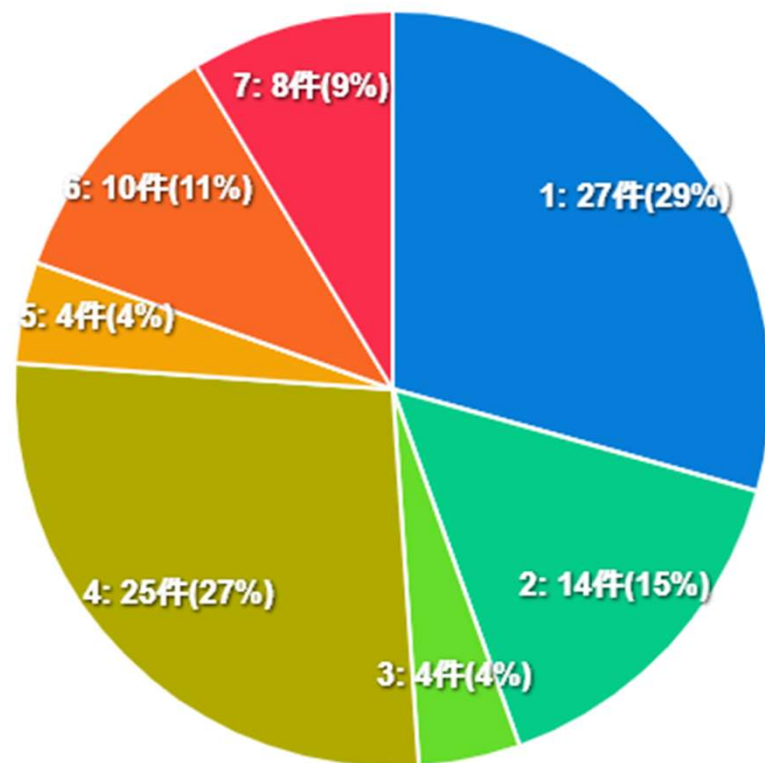


その他の意見

- ・ 宿泊料金7,000円未満は免税（諸物価高騰の折、5,000円は一般的ではない。）
- ・ 宿泊料金ひとり一万円未満は免税
- ・ 反対なので考えていない。
- ・ わからない。



宿泊税を導入した場合の宿泊料金に対する適正な税率（税額）は。（1つ選んでください。）



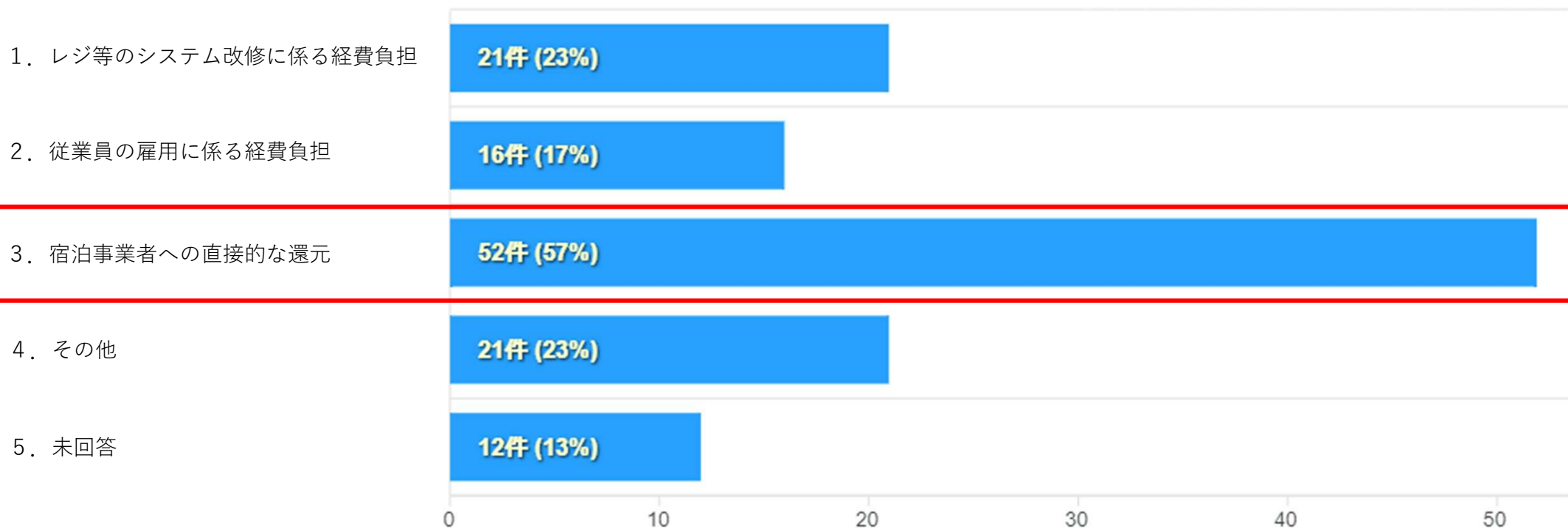
- 1. 宿泊料金に関わらず一律 100円
- 2. 宿泊料金に関わらず一律 200円
- 3. 宿泊料金に応じて100円～300円の段階制
- 4. 低額の宿泊料金は免除、それ以上は宿泊料金に応じて100円～300円の段階制
- 5. 一律2%などの定率制
- 6. 未回答
- 7. その他

その他の意見

- ・「宿泊料金に関わらず一律」として、金額は議論すべき。100円、200円、300円がなぜ妥当なのか、50円、80円、あるいは今後の物価高を想定して500円、1,000円ではダメなのか、市として幾ら必要なのかを説明頂きたい。
- ・入湯税は温泉を利用する人への一律定額課税だか、宿泊税は、宿泊する施設や客室によって料金や待遇が異なるのだから、定額制では公平とは言えない。定率制にすべき。
- ・県と市で200円がギリギリでは。
- ・低額の宿泊料金は免除、それ以上は100円～200円程度で固定。



宿泊税を導入した場合の市に対する要望は。(複数回答可)

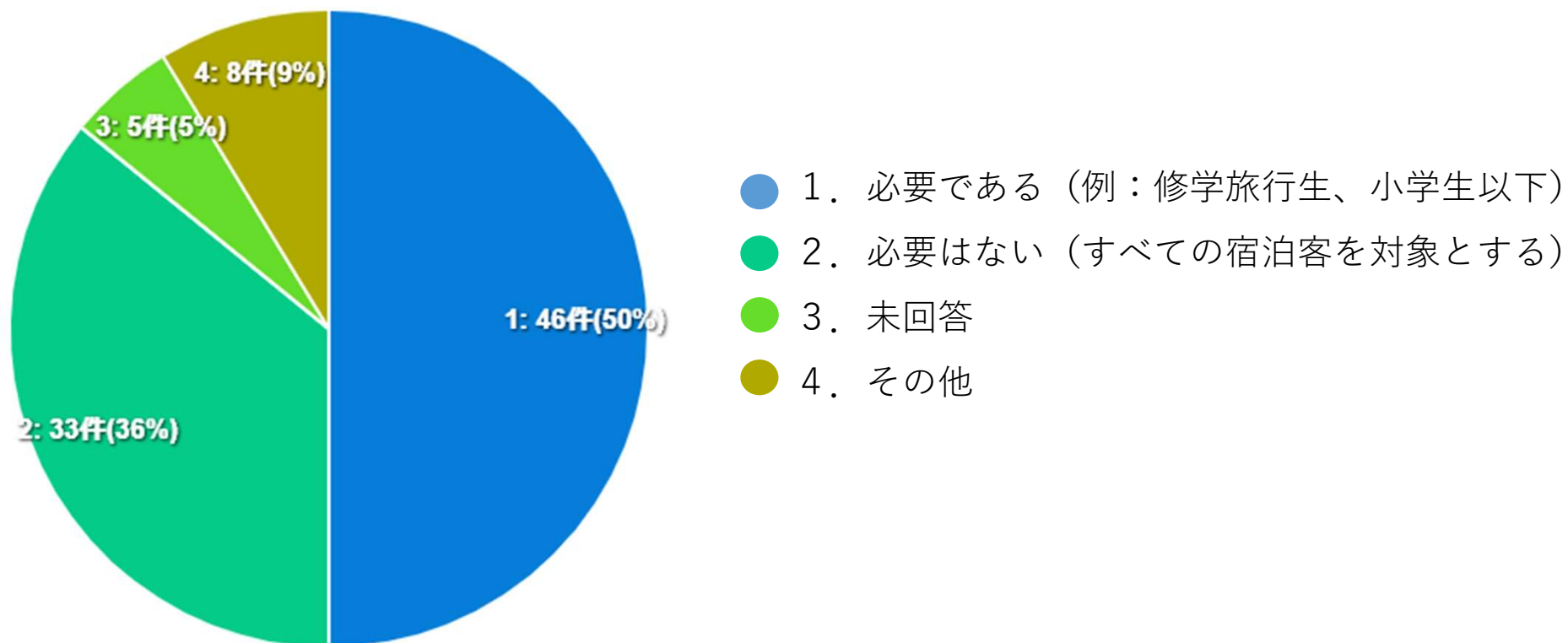


その他の意見

- ・ 利用客、利用団体への適切な説明。
- ・ 宿泊税による改善効果の数値化。以前と比較してどう変わったか、またその平等性を数字で明示する必要がある。
- ・ 地元の食材である「鮑」、「房州イセエビ」を使用する際は、市から施設に補助金を出して、地産地消の手助けをしてほしい。
- ・ 観光地の環境整備、施設割引
- ・ 民宿関係者で行っている海岸清掃を業者へ委託
- ・ 納税時の簡素化



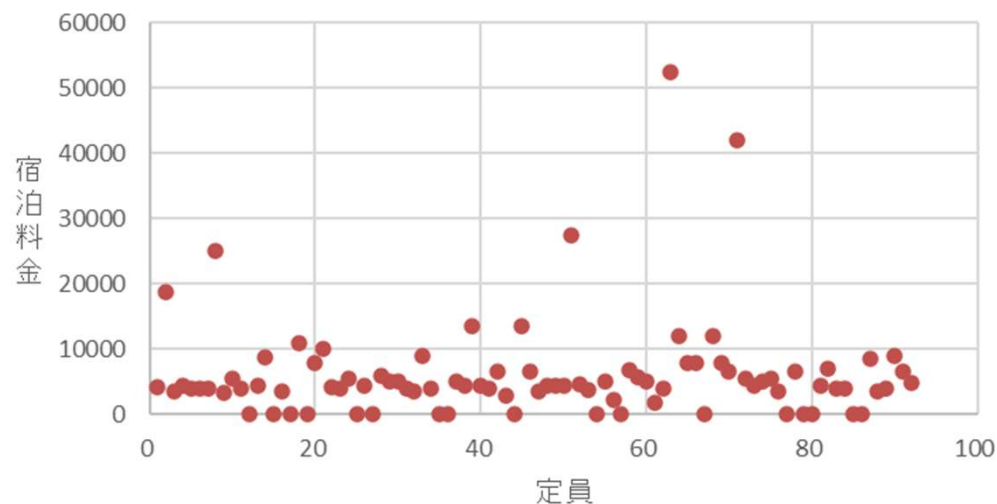
宿泊税を導入した場合、課税免除対象者は必要か。



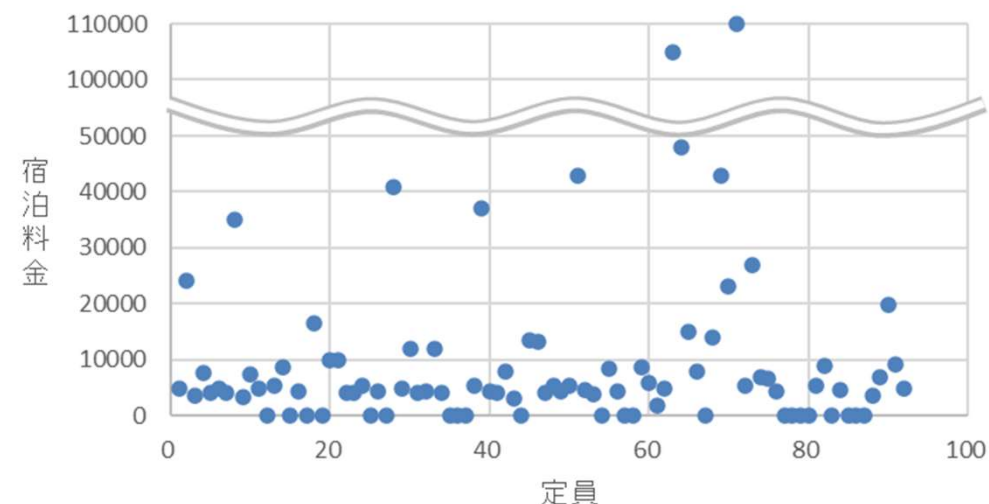
その他の意見

- ・ 課税免税対象者を設けるのなら、宿泊税が原資の、課税免税対象者への施策を行うのは不公平となるので、課税免除対象者は必要がない。
- ・ 障がい者の方の免除
- ・ 導入に反対
- ・ わからない

定員と宿泊料金の分布(オフシーズン)



定員と宿泊料金の分布(ハイシーズン)



宿泊料金	オフシーズン	割合
5,000円未満	37	40.2%
5,000円以上10,000円未満	27	29.3%
10,000円以上	11	11.9%
未回答	17	18.4%
合計	92	

宿泊料金	ハイシーズン	割合
5,000円未満	25	27.1%
5,000円以上10,000円未満	25	27.1%
10,000円以上	21	22.8%
未回答	21	22.8%
合計	92	

